

福山市立学校いじめ重大事態に関する

調査報告書

福山市教育委員会

2025年(令和7年)6月

目 次

1 調査の目的	1
2 調査の概要	1
(1)調査期間	
(2)調査主体	
(3)調査方法	
3 事案の概要	1
(1)発生日時	
(2)発生場所	
(3)当該児童	
(4)発生経緯	
(5)いじめ重大事態と判断した事実	
(6)事案に係る背景	
4 事案に係る学校の取組	3
5 いじめ重大事態に関する課題	4
6 再発防止に向けた学校の取組	4
7 教育委員会所見	5

1 調査の目的

重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることを目的とする。

(参考:文部科学省「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」より)

2 調査の概要

被害保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てを受け、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づき、福山市立の当該小学校(以下、「学校」という。)及び福山市教育委員会(以下、「市教委」という。)は、当該児童に係るいじめの事実の有無の確認及びいじめの再発を防止するために調査を行った。その結果、事実関係の全貌が十分に明確にされており、保護者等への説明も完了している。

以上のことから、当該児童及び保護者の意向、公表した場合の児童への影響などを総合的に勘案した上で、調査報告書を作成するものとする。

- (1) 調査期間 2024年(令和6年)7月24日(水)～10月8日(火) ※学校による調査
 2024年(令和6年)10月9日(水)～11月18日(月) ※市教委による確認
- (2) 調査主体 福山市立の当該小学校
 校長、教頭、生徒指導主事、第6学年教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
- (3) 調査方法 学校が行った聴き取りによる調査を受けて、市教委が調査の方法や妥当性について確認する。

3 事案の概要

- (1) 発生日時 2024年(令和6年)5月2日(木)16時45分頃(下校後)
- (2) 発生場所 福山市内の公園
- (3) 当該児童 被害児童 A(6年生)
 加害児童 B(6年生)
- (4) 発生経緯
 - ① 2024年(令和6年)5月2日(木)の下校後、A 及び B を交えた複数の児童が、福山市内の公園で「アリジゴク」という遊びをしていた。「アリジゴク」とは、滑り台の下に鬼がいて、鬼が滑り台の下から上っていき、上にいる人を引きずり下ろす遊びである。
 - ② 滑り台の下から上っていった A が、滑り台の上にいる B に蹴られた。A は「やめて」と言ったが、B に再び蹴られた。A は高さ約 2.6mの滑り台から B に蹴り落とされた。A は救急車で病院に搬送され、その後帰宅した。

- ③ 5月10日(金)、A は痛みが続いたため、病院を再受診したところ、背骨7か所と胸骨3か所から出血していると診断された。その後、A は「B と学校で会うかもしれないという不安」「他の児童とぶつかるなどの身体的接触の回避」のため、約1か月、学校に登校できなかった。
- ④ 5月14日(火)、A の保護者は、本事案に対して、B 及び B の保護者の言動に想像の範疇を超えるものがあり、受け止め方に疑問を抱いたことから、警察に被害届を提出した。警察は傷害事件として調査した。学校は、調査に当たった警察官から、「蹴られたことにより高く上がり、首の付け根あたりから落ち、落ち方によっては、命に関わる怪我を負う可能性があった」との説明を受けた。
- ⑤ 6月17日(月)から、A は登校できるようになったが、A は不安な思いを抱えていた。A の保護者は、学校を通じて、B の保護者に B の見守りを要望したが、B の保護者はこれを断った。そのため、A の保護者が A の登校に付き添う日があった。
- ⑥ 7月24日(水)、学校は A の保護者より、本事案を「いじめ重大事態」として認定する旨、相談を受けた。学校は、A の状況から、重大事態の疑いがあると判断し、7月末から「いじめの事実の有無」を確認した。
- ⑦ 9月、A は外科的治療を終えたが、心は安定しない状態が続いた。A は、B に対する恐怖心がぬぐえず、学校の中でも辛いことを思い出したり考えたりして、感情を抑えられなくなる症状がみられた。
- ⑧ 9月24日(火)、A は、心的外傷後ストレス障害(PTSD)と診断された。
- ⑨ 10月7日(月)、A は、B とトイレの手洗い場で偶然一緒になった際、B から、A にとって最も嫌な思いをする言葉を故意に言われた。A は、この事案を受けて、B に対してさらに恐怖心を抱くようになった。

(5) いじめ重大事態と判断した事実

A は、「アリジゴク」という遊びの中で、B に蹴られたことに対して「やめて」と言ったが、再び蹴られた。A は、B によって滑り台から蹴り落とされたことにより、背骨7か所・胸骨3か所から出血する怪我を負い、心的外傷後ストレス障害(PTSD)の診断を受ける等、心身に重大な被害を負った。また、A の保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった。

以上のことから、市教委は、本事案はいじめであり、いじめにより心身に重大な被害が生じたと判断した。

(6) 事案に係る背景

被害児童(A)について

学校は、本事案を受けて事実確認を行う中で、2年時の学校生活アンケートに、A が B に悪口を言われることで「いじめがある」と感じているとの記載があることを改めて確認した。当時の学級担任は、B に対して適宜指導し、3年生ではクラスを分けるという配慮をした。3年時は、持久走記録会の練習時に、A が B に悪口を言われることがあったが、それ以降は継続的なトラブルはなく、年々関わりは減ってきていた。しかし、今回の確認で、A が B との過去のトラブルを気にしていたことが明らかになり、5月2日(木)の事案が A にとって、身体的・精神的苦痛を与える結果となっていることが分かった。

加害児童(B)について

学校は、B について、「行動の良し悪しが瞬時に判断できないこと」「自分の行動の結果で相手がどんな思いをするのかを考えにくいこと」を3年時から把握していた。その為、友達とトラブルになった時には、B に「何が原因だったのか」「相手の気持ちはどうだったのか」「今後はどうしていくのか」を具体的に指導し、その後、B の保護者と連携を図るといった支援を、その都度行ってきた。

学校は、B に対して、5月2日(木)に A を蹴った理由について事実確認したところ、『『アリジゴク』のルールで、たまたま A が再び上がってきたから蹴った。』という説明を受けた。また、本事案以前にも、B を含めた複数の児童が、「アリジゴク」という危険な遊びを行っていたことや、その中で、B が他の児童を蹴ったことを確認した。しかし、学校は、本事案が発生するまで、本事案につながる行為を予見できていなかった。

4 事案に係る学校の実施

ここでは、5月2日(木)の事案発生以降、A が安心して学校生活を過ごすことができるよう行った、学校の実施について説明する。

- (1) 5月2日(木)、校長は、事案発生直後、福山市内の公園付近を通りかかったことから、状況を把握した。同時に、教務主任及び第6学年教諭は、関係児童から学校に事案発生の電話連絡を受け、事案発生場所に赴くとともに状況を把握した。第6学年教諭は、B 及び関係児童に対して事実確認を行い、遊具の正しい使い方について指導した。
- (2) 5月7日(火)、学校は、A の保護者から「B が誠意をもって謝罪しないので、A が納得できていない。学校で話を聞いて欲しい。」との提案を受け、5月2日(木)の事案について、A と B に対して事実を確認し、B から A に謝罪する場を設定した。
- (3) 6月14日(金)、A が登校できるようになる直前に、学校・A の保護者・B の保護者は、A と B が直接関わることをないように、動線を分けたり学習活動を工夫したりすることについて話し合った。
- (4) 8月、学校は、A が安心して学校生活を送ることができるよう、市教委に職員の追加措置を相談し、9月16日(月)から配置された。学校は、A と B が関わらないよう、靴箱の場所や使用する階段を変更する等、関係職員と打ち合わせをしながら、教育活動を進めた。
併せて、9月11日(水)には、B に対して、校内の動線を分けていることを伝え、A に関わらないよう指導した。なお、学校は、A の保護者からトイレの動線を分けることについても要望を受けていたが、B が下学年の使用するトイレを使うことに違和感を覚えたため、B がトイレを使用する際は、A と接触しないよう、職員が同行するという対応をとった。
- (5) 9月20日(金)、学校は、6年生保護者を対象に、5月2日(木)の下校後に起きた事案や学校の実施、遊具の使い方等を含めた下校後の過ごし方について説明を行った。
- (6) 10月7日(月)に発生した、B が A に対して最も嫌がるだろう言葉を故意に発した事案について、学校は、B に対して、A がさらに不安を抱いていることを説明し、A に直接関わることをないように指導した。また学校は、A の保護者の要望どおり、B が使用するトイレの場所を変更した。

- (7) 10月中旬の修学旅行について、学校は、A が安心して参加できるよう、A 及び B の保護者に対して、夜間、宿泊施設に同行してもらうことを依頼した。しかし B の保護者は、同行することを断った。そこで学校は、引率教員を増員するとともに、A の保護者に同行してもらう形で実施した。また、旅行過程において、A と B の動線を分ける等の配慮を行った。
- (8) 10月28日(月)、学校は、A より、「B が同じ空間にいとんどい」という訴えを受けたため、いじめ防止対策推進法第23条第4項に基づき、B に対して、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするため、特別な指導を行った。
- (9) 10月31日(木)以降、学校は、B に対して、「相手の気持ちを考えた言動をすることが大切であること」「不安を抱えている相手に対して、さらに関わることは相手を傷つけることになること」「身体を傷つけたり、怖い思いをさせたり、相手が嫌がっていることが分かっている、さらに相手に関わることはいじめであること」について、継続的に指導を行った。

5 いじめ重大事態に関する課題

- (1) 5月2日(木)の事案が発生した時点で、いじめとして認知し、事実関係の確認・整理に当てる必要があった。
- (2) 2年時の学校生活アンケートの中で、「いじめ」だと訴えのあった児童に関する情報が、進級時に共有されていなかった。
- (3) いじめの被害者・加害者に対して、継続的に状況を確認していなかった。

6 再発防止に向けた学校の取組

- (1) ・ 定期的な校内研修等を通して、いじめの定義を再確認し、いじめを正確に漏れなく認知する。
- ・ 児童同士の関係性について、学年担任や専科等で情報共有する時間を週に1回以上確保する。
- ・ 児童同士のトラブルについて、学年主任、生徒指導主事→教務主任→教頭→校長と組織的に連携を行い、怪我やいじめにつながる事案については、校内委員会で対応を考え、保護者との連携を密に行う。
- (2) ・ 生活アンケートにいじめに関わる記入のある児童については、全体交流を行い、対応内容をデータとして記録する。
- ・ 児童の引き継ぎ事項について、年度ごとにデータを作成するとともに、紙媒体でも保管する。
- ・ これまで行ってきた生活アンケートや面談を、引き続き丁寧に取り組む。
- (3) ・ いじめと訴えていた児童の保護者に対して、家での様子や放課後の様子も連携を確実にとる。併せて、加害児童の保護者にも事実や指導について情報を共有する。
- ・ 連続してトラブルが起きる場合、児童理解を深めるために学校と家庭での指導を共有し、密に連携を図る。協力が得られにくい場合、学校は、市教委とも連携し、繰り返し依頼する。

7 教育委員会所見

市教委は、学校からの調査報告を受けて、学校に対して3点指導を行った。

(1) 「いじめの定義を正しく理解する教職員研修の必要性」

「いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる人権侵害行為である」という共通認識のもと、教職員が、児童一人一人の変化に気付く力を高め、児童に寄り添うとともに、管理職を含めた関係教職員が協議を行い、生じた事案に対する対応方針を決定した上で、組織的に対応すること。

(2) 「日常の生徒指導等での定期的な人権教育の充実」

全ての教育活動、とりわけ授業の中で、いじめ等の問題について児童自身が多面的に考え、本音で議論する授業づくりを行うこと。

(3) 「いじめ防止委員会の機能の充実」

いじめ防止委員会の意義や目的を明確にし、実施することやいじめ及びいじめの疑いに関する情報を得た教職員は、一人で抱え込むことなく、直ちに学年主任や生徒指導主事、管理職等に報告できるシステムを構築すること、情報共有した内容は、被害児童の安全を最優先として対応方針を決定すること。

B に対する特別な指導は、小学校卒業をもって終了した。A は、B と同じ中学校へ進学することを回避するために、本来の進学先ではない中学校に入学せざるを得ない状況となった。B については、中学校への進学に当たり、指導履歴を中学校と共有し、再発防止に向けて、適宜、指導が行われるよう連携した。

本市の小・中・義務教育学校に通う全ての児童生徒が、安心・安全に学校生活を送れるよう、市教委は引き続き、学校の取組を支援していく。